

令和3年1月21日

# ご契約者様へのお知らせ

共済契約者 各位

ひすい農業協同組合

代表理事組合長 吉原 勝廣

このたびの令和3年1月7日からの大雪により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、皆様のご健康をお祈り申し上げます。

さて、当JAでは、令和3年1月7日からの大雪により災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に対して、共済掛金の払込延長等の取り扱いを実施しております。

つきましては、下記のとおり、実施内容をご案内申し上げます。

## 1. 実施内容

### (1) 長期共済

共済掛金払込猶予期間の延長

最長12か月

### (2) 短期共済

継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予

最長2か月

## 2. 問い合わせ先

金融共済部 共済課

電話：025-552-2446

受付時間：8時20分～17時20分（月曜日から金曜日）

※おかけ間違いのないようご注意ください。

以 上